

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	国民健康保険(資格・給付)関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

黒部市は、国民健康保険(資格・給付)関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

黒部市長

公表日

令和3年6月7日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険(資格・給付)関係事務
②事務の概要	<p>・国民健康保険法(昭和33年法律第192号)に基づき、黒部市国民健康保険被保険者の資格管理、保険給付、保健事業の各事務を行う。</p> <p>1. 資格管理事務 ①住民基本台帳情報(以下「住民票情報」という。)や適用除外要件等の確認による黒部市国民健康保険被保険者資格の取得・喪失・変更の決定及び管理。 ②被保険者証及び資格証明書等の交付。 ③オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得事務(以下、「オンライン資格確認の準備業務」という。)</p> <p>2. 保険給付事務 ①高齢受給者証の負担割合の決定及び証の交付。 ②高額療養費の算定基準額の認定及び支給。 ③限度額認定、標準負担額減額認定及び証の交付。 ④特定疾病療養に係る自己負担額の認定及び受療証の交付。 ⑤療養費、移送費の支給。 ⑥高額介護合算療養費の支給。 ⑦出産育児一時金の支給。 ⑧葬祭費の支給。 ⑨他の法令による医療に関する給付との調整。 ⑩一部負担金の減免申請による審査・決定。 ⑪保険給付の一時差し止め。 ⑫富山県国民健康保険団体連合会と被保険者情報の授受を行い、保険給付の支給決定をする。</p> <p>3. 保健事業の実施 ①特定健康診査・特定保健指導の実施。(受診券の発送から費用決済まで) ②KDBシステムを利用した医療分析・健康対策の実施。保健事業実施計画の策定</p>
③システムの名称	国民健康保険資格システム KDBシステム 国保総合システム コクホラインシステム 特定健診・保健指導システム 宛名管理システム 団体内統合宛名(連携)システム 中間サーバー 国保情報集約システム 医療保険者向け中間サーバー等
2. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険特定個人情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一(30の項) <オンライン資格確認の準備業務> ・番号法第9条第1項 別表第一(30の項) ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <div style="float: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div>
②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 [別表第二における情報提供の根拠] (1, 2, 3, 4, 5, 9, 12, 15, 17, 22, 26, 27, 30, 33, 39, 42, 43, 58, 62, 78, 80, 87, 93, 97, 106, 119の項) [別表第二における情報照会の根拠] (42, 43, 44, 45の項) [オンライン資格確認の準備業務] ・番号法附則第6条第4項 ・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保険年金課
②所属長の役職名	保険年金課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	黒部市総務管理部総務課 情報公開・個人情報保護担当
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒938-8555 富山県黒部市三日市1301番地 電話番号:0765-54-2111(代表) ファックス番号:0765-54-4461

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年12月17日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	川尻 信行	柳原 和彦	事後	人事異動
平成27年12月17日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	富山県黒部市三日市725番地	富山県黒部市三日市1301番地	事後	庁舎移転
平成29年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	柳原 和彦	朝倉 秀篤	事後	人事異動
平成29年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年1月30日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成31年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	朝倉 秀篤	保険年金課長	事後	様式変更による
平成31年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
平成31年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ③システムの名称	国民健康保険高額療養費及び介護合算支給一覧[エクセル・アクセス] 国民健康保険高齢受給者証交付一覧[エクセル・アクセス] 国民健康保険出産育児一時金、葬祭費支給一覧[エクセル・アクセス] 国民健康保険退職者資格振替一覧[エクセル・アクセス] 国民健康保険被保険者資格異動一覧[エクセル・アクセス] 国民健康保険被保険者証交付一覧[エクセル・アクセス] 特定疾病療養受療証交付一覧[エクセル・アクセス]	情報集約システム	事後	事務内容に合わせた変更
令和2年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和2年4月1日	I. 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 [別表第二における情報提供の根拠](42の項) [別表第二における情報照会の根拠](42, 43, 44の項)	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 [別表第二における情報提供の根拠](1, 2, 3, 4, 5, 9, 12, 15, 17, 22, 26, 27, 30, 33, 39, 42, 43, 58, 62, 78, 80, 87, 93, 97, 106, 119の項) [別表第二における情報照会の根拠](42, 43, 44, 45の項)	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年7月1日	I. 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	1. 資格管理事務 ①住民基本台帳情報(以下「住民票情報」という。)や適用除外要件等の確認による黒部市国民健康保険被保険者資格の取得・喪失・変更の決定及び管理。 ②被保険者証及び資格証明書等の交付。	1. 資格管理事務 ①住民基本台帳情報(以下「住民票情報」という。)や適用除外要件等の確認による黒部市国民健康保険被保険者資格の取得・喪失・変更の決定及び管理。 ②被保険者証及び資格証明書等の交付。 ③オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得事務(以下、「オンライン資格確認の準備業務」という。)	事前	
令和2年7月1日	I. 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	国民健康保険資格システム KDBシステム 国保総合システム コクホラインシステム 特定健診・保健指導システム 宛名管理システム 団体内統合宛名(連携)システム 中間サーバー 国保情報集約システム	国民健康保険資格システム KDBシステム 国保総合システム コクホラインシステム 特定健診・保健指導システム 宛名管理システム 団体内統合宛名(連携)システム 中間サーバー 国保情報集約システム 医療保険者向け中間サーバー等	事前	
令和2年7月1日	I. 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一(30の項)	番号法第9条第1項 別表第一(30の項) <オンライン資格確認の準備業務> ・番号法第9条第1項 別表第一(30の項) ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年7月1日	I. 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 [別表第二における情報提供の根拠] (1, 2, 3, 4, 5, 9, 12, 15, 17, 22, 26, 27, 30, 33, 39, 42, 43, 58, 62, 78, 80, 87, 93, 97, 106, 119の項) [別表第二における情報照会の根拠] (42, 43, 44, 45の項) 	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 [別表第二における情報提供の根拠] (1, 2, 3, 4, 5, 9, 12, 15, 17, 22, 26, 27, 30, 33, 39, 42, 43, 58, 62, 78, 80, 87, 93, 97, 106, 119の項) [別表第二における情報照会の根拠] (42, 43, 44, 45の項) [オンライン資格確認の準備業務] ・番号法附則第6条第4項 ・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項 	事前	

